

資料2

総合計画の運用に関する審議会意見案の検討について

1 総合計画の運用に関する審議会意見

まちの将来像である「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現にむけ、総合計画の運用についての留意事項として、第4回会議（最終回）の最後に、総合計画審議会から町に対して答申と併せて提出するもの。

（計画の中身ではなく、町政全体に対する、運用にあたって希望する事項。）

2 運用についての意見（案）について

前期基本計画策定時の総合計画審議会意見を参考に、第1回、第2回総合計画審議会の意見を踏まえ、事務局にて素案を作成。

運用についての意見（素案）

- 1 湯河原町自治基本条例に基づき、町民、議会及び町の役割分担のもと、協働してまちづくりの諸施策が推進されるよう努められたい。
- 2 人口減少社会においても持続可能な地域づくりを目指し、中長期の視点から一貫した施策推進に努められたい。
- 3 温泉や自然環境、農林水産業、歴史、文化など、湯河原町の魅力あふれる地域資源を大切にするとともに、観光業の発展、町民の郷土愛醸成、移住の促進等、様々な分野へ横断的に活用・展開し、若者から高齢者、外国人の方など、誰もが住みたくなるまちの実現に努められたい。
- 4 急速な情報化社会の進展に対し、行政システムが迅速かつ的確に対応するとともに、高齢者を含めた誰もが不安なくデジタルを利用でき、恩恵を受けられるよう、誰にもやさしいDX化の推進に努められたい。
- 5 計画推進にあたっては、明確な数値目標を設定のうえ、適切な方法で事業成果を検証し、効率的・効果的な推進を図るとともに、計画の進捗状況を町民に開示し、町民の理解を得られる町政の運営に努められたい。

運用についての意見（素案）へのご意見について

この意見は、総合計画の運用についての留意事項として、第4回会議（最終回）の最後に審議会から町に対して提出するもので、計画の中身ではなく、町政全体に対する、運用にあたって希望する事項です。

下記の素案を作成いたしましたので、追加したい文言（キーワード）などがありましたら、12月1日(月)までにFAXまたはメールで事務局あてお送りください。（特段ご意見がなければ送付不要です。）

なお、第4回会議ではご意見を反映した案を諮ります。

運用についての意見（素案）

- 1 湯河原町自治基本条例に基づき、町民、議会及び町の役割分担のもと、協働してまちづくりの諸施策が推進されるよう努められたい。
- 2 人口減少社会においても持続可能な地域づくりを目指し、中長期の視点から一貫した施策推進に努められたい。
- 3 温泉や自然環境、農林水産業、歴史、文化など、湯河原町の魅力あふれる地域資源を大切にするとともに、観光業の発展、町民の郷土愛醸成、移住の促進等、様々な分野へ横断的に活用・展開し、若者から高齢者、外国人の方など、誰もが住みたくなるまちの実現に努められたい。
- 4 急速な情報化社会の進展に対し、行政システムが迅速かつ的確に対応するとともに、高齢者を含めた誰もが不安なくデジタルを利用でき、恩恵を受けられるよう、誰にもやさしいDX化の推進に努められたい。
- 5 計画推進にあたっては、明確な数値目標を設定のうえ、適切な方法で事業成果を検証し、効率的・効果的な推進を図るとともに、計画の進捗状況を町民に開示し、町民の理解を得られる町政の運営に努められたい。

上記素案について、追加すべき文言やキーワードなど、ご意見がありましたらご記入ください。

【送付先】湯河原町 地域政策課

FAX 0465-62-1991 メール kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp